

令和３年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局 地域教材】

注）令和３年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

①令和３年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】

②令和３年度 整備主任者研修 法令研修【北海道運輸局 地域教材】

目 次

（通達等）

1. 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について ----- 1
2. 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について ----- 11
3. 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について ----- 19
4. 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について ----- 22

（プレスリリース）

5. 車検証を電子へ ----- 28
6. 車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します ----- 30
7. 事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します ----- 34
8. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします ----- 37

（処分関係）

9. 令和2年度 指定監査結果集計表（口頭注意件数） ----- 49
10. 令和2年度及び令和3年度の指定整備事業者の処分状況一覧 ----- 50
11. 指定自動車整備事業者処分概況（令和2年度・令和3年度） ----- 51
12. 全国の指定整備事業者の処分状況（令和2年度・令和3年度） ----- 53

1. 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について

国自整第124号
令和3年9月1日

北海道運輸局長 殿

自動車局長
（公印省略）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について

本年4月9日に開催された次官連絡会議等の場において、政府全体として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用を促進するため、各省庁の所管事項で本人確認を求めるときその例示に個人番号カードを必ず入れるよう要請があった。これを踏まえ、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第79条による自動車特定整備事業の認証申請に係る添付書類を規定する標記通達について、その他所要の改正とともに、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新		旧
別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領	別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領	
目次 （略）	目次 （略）	
第 1 節～第 3 節 （略）	第 1 節～第 3 節 （略）	
第 4 節 指定自動車整備事業の取扱い及び指導要領	第 4 節 指定自動車整備事業の取扱い及び指導要領	
1 法第 94 条の 2 <u>に</u> よる指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添 3 「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。	1 法第 94 条の 2 <u>による</u> 指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添 3 「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。	
2 法第 94 条の 5 第 1 項又は第 94 条の 5 の 2 第 1 項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添 3 の 2 「紙による保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第 94 条の 5 第 2 項、第 3 項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、 <u>別添</u> 3 の 3 「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領」により取り扱うものとする。	2 法第 94 条の 5 第 1 項又は第 94 条の 5 の 2 第 1 項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添 3 の 2 「紙による保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第 94 条の 5 第 2 項、第 3 項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、 <u>別添</u> 3 の 3 「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領」により取り扱うものとする。	
第 5 節 （略）	第 5 節 （略）	
附則	附則	
1．～ 4． （略）	1．～ 4． （略）	
5 改正省令附則第 4 条各号の全ての規定の適用を受けている指定	5 改正省令附則第 4 条各号の全ての規定の適用を受けている指定	

自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。 6．～7．（略）	自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。 6．～7．（略）
別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。 第2～3（略） 第4 エーミング作業を実施する場所 エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することとが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。	別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。 第2～3（略） 第4 エーミング作業を実施する場所 エーミング作業するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。

第 5 (略)	別添 2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領 優良規則第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。 (1) 優良規則第 5 条から第 7 条までの第 1 号及び優良規則第 5 条第 2 号実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連 (2) 優良規則第 5 条第 3 号 ア～オ (略) カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天井</u>の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク (略) (3)～(6) (略) 別添 3～3 の 2 (略) 別添 3 の 3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領 目次 第 1 登録情報処理機関に提供する情報 第 2 適合標準の用紙
第 5 (略)	別添 2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領 優良規則第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。 (1) 優良規則第 5 条から第 7 条までの第 1 号及び優良規則第 5 条第 2 号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連 (2) 優良規則第 5 条第 3 号 ア～オ (略) カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天井</u>の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク (略) (3)～(6) (略) 別添 3～3 の 2 (略) 別添 3 の 3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標準の取扱要領 目次 第 1 登録情報処理機関に提供する情報 第 2 適合標準の用紙

第3 適合標章の記載方法 第4 適合標章の表示 第5 用紙配布等 <u>第6 交付状況の把握等</u> 第1～6 (略) 別添4 整備主任者研修実施要領 目次 (略) 第1 (略) 第2 研修の区分 1 (略) 2 技術研修 (1)～(2) (略) (3) 研修内容 ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法 イ 自動車の<u>特定整備</u>後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等 (4)～(8) (略) 別添5 自動車検査員研修実施要領 1～3 (略) 4 研修の項目、内容等	第3 適合標章の記載方法 第4 適合標章の表示 第5 用紙配布等 第1～6 (略) 別添4 整備主任者研修実施要領 目次 (略) 第1 (略) 第2 研修の区分 1 (略) 2 技術研修 (1)～(2) (略) (3) 研修内容 ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法 イ 自動車の<u>分解整備</u>後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等 (4)～(8) (略) 別添5 自動車検査員研修実施要領 1～3 (略) 4 研修の項目、内容等
---	---

研修項目	研修内容等
(1)自動車整備事業	・自動車整備事業の役割 ・自動車整備事業の課題、問題点等
(2)指定自動車整備事業	・道路運送車両法関係法令 ・指定自動車整備事業者の処分事例等 ・適正な業務運営
(3)自動車検査員の業務	・自動車検査員の役割と職務 ・自動車検査業務 ・自動車検査機器の取扱い
(4)関係法令及び主要通達	・最近の関係法令の改廃 ・主要通達

5 ～ 9 （略）

別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

- 1 法第 79 条第 1 項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第 2 項、第 3 項に基づく書面は次のとおりとする。（法第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - (1) （略）
 - (2) 添付書面
 - ア （略）
 - イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

研修項目研修内容等

- 自動車整備事業・自動車整備事業の役割
- 自動車整備事業の課題、問題点等
- 指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令
- ア 指定自動車整備事業者の処分事例等
- イ 適正な業務運営
- 自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務
- ア 自動車検査業務
- イ 自動車検査機器の取扱い
- 関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃
- 主要通達

5 ～ 9 （略）

別紙 1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

- 1 法第 79 条第 1 項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第 2 項、第 3 項に基づく書面は次のとおりとする。（法第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
 - (1) （略）
 - (2) 添付書面
 - ア （略）
 - イ 申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面

(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し等申請者を特定できる書面

ウ～カ (略)

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第 81 条から第 83 条まで)

(1) (略)

(2) 添付書面

ア～イ (略)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 ウの書面(法第 81 条第 1 項第 3 号)

エ～キ (略)

3 ～ 5 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
B	<u>1 -</u> <u>1</u> <u>～</u> <u>1 -</u> <u>2</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
	<u>2</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	機械加工、

ウ～カ (略)

2 法第 81 条から法第 83 条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第 81 条から第 83 条まで)

(1) (略)

(2) 添付書面

ア～イ (略)

ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1 イの書面(法第 81 条第 1 項第 3 号)

エ～キ (略)

3 ～ 5 (略)

別紙 2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
B	<u>1 -</u> <u>1</u> <u>～</u> <u>1 -</u> <u>2</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
	<u>2</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	機械加工、

書面でこれに代えて差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>新規設立会社の場合（前歴がない場合）</td><td>最近 6 ヶ月間の 仮決算書</td></tr> <tr> <td>一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）</td><td>経過説明書及び 事業計画書</td></tr> <tr> <td>合併した場合</td><td>同上</td></tr> <tr> <td>事業協同組合等の場合</td><td>事業計画書</td></tr> </table> キ（略） 4～6（略） 別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準 1（略） 2 要員関係の基準の解釈 (1)～(4)（略） (5) 検査工 検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>点検するために 不可欠な作業</td><td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）</td></tr> </table>	新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近 6 ヶ月間の 仮決算書	一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）	経過説明書及び 事業計画書	合併した場合	同上	事業協同組合等の場合	事業計画書	点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）	書面でこれに代えて差し支えない。 <u>新規設立会社の場合（前歴がない場合）最近 6 ヶ月間の仮決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書</u> キ（略） 4～6（略） 別紙 3 の 2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準 1（略） 2 要員関係の基準の解釈 (1)～(4)（略） (5) 検査工 検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。 <table border="1"> <tr> <td>点検するために 不可欠な作業</td><td>・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）</td></tr> </table>	点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）
新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近 6 ヶ月間の 仮決算書												
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）	経過説明書及び 事業計画書												
合併した場合	同上												
事業協同組合等の場合	事業計画書												
点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）												
点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 （平成 19 年国土交通省告示第 317 号）												

に例示してある点検作業の範囲		に例示してある点検作業の範囲	
点検に付随する軽微な作業	(略)	点検に付随する軽微な作業	(略)
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)	点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの<u>整備</u> ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整	点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの<u>調整</u> ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整
(6)～(7) (略) 3 作業場等の基準の解釈 (1)～(4) (略) (5) 通路 通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。 ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合によっては作業場等の面積に含めて差し支えない。 (6) (略) 4 (略)		(6)～(7) (略) 3 作業場等の基準の解釈 (1)～(4) (略) (5) 通路 通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。 ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合によっては作業場等の面積に含めて差し支えない。 (6) (略) 4 (略)	

2. 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととしします。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要（省令）

(1) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第2条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第12条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第2及び第3号様式関係】

(2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）の一部改正

- ・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第13条関係】

(3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号）の一部改正

- ・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第7条、第8条及び第4号様式関係】

(4) 経過措置

- ①令和5年4月1日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。
- ②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：令和6年10月1日（ただし、2.（4）については令和5年4月1日）

○国土交通省令第六十六号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の三十一、第九十四条の二第一項、第九十四条の五第四項、第九十四条の十（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十二項において準用する場合を含む。）及び第百四条並びに総合特別区域法第二十二条の二第十一項及び第七十一条の規定に基づき、指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫
指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令
（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査の設備の基準） 第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。 一（略）	（検査の設備の基準） 第二条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。 一（略）

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくともよい。 イーチ (略) リ 検査用スキャンツール 2 (略) (自動車検査用機械器具の校正) 第十二条 指定自動車整備事業者は、<u>第二条第一項第二号(リを除く。)</u>の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けるものとする。 2 (略) 別表第二(検査の基準)(第八条関係)																			
<table><tr><th colspan="2">検査の実施の方法</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>二 装置に関する検査(その1)</td><td>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</td></tr><tr><td colspan="2"><table><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度試験機</td></tr><tr><td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td><td>検査用スキャンツール</td></tr></table></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>四 装置に関する検査(その3)</td><td>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (15) 自動運行装置</td></tr></table>		検査の実施の方法		(略)	(略)	二 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。	<table><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度試験機</td></tr><tr><td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td><td>検査用スキャンツール</td></tr></table>		(略)		(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機	(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール	(略)	(略)	四 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (15) 自動運行装置
検査の実施の方法																			
(略)	(略)																		
二 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。																		
<table><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度試験機</td></tr><tr><td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td><td>検査用スキャンツール</td></tr></table>		(略)		(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機	(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール												
(略)																			
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機																		
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール																		
(略)	(略)																		
四 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (15) 自動運行装置																		

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくともよい。 イーチ (略) (新設) 2 (略) (自動車検査用機械器具の校正) 第十二条 指定自動車整備事業者は、<u>第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具について</u>、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けるものとする。 2 (略) 別表第二(検査の基準)(第八条関係)																			
<table><tr><th colspan="2">検査の実施の方法</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>二 装置に関する検査(その1)</td><td>次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。</td></tr><tr><td colspan="2"><table><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度試験機</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>四 装置に関する検査(その3)</td><td>次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (新設)</td></tr></table>		検査の実施の方法		(略)	(略)	二 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。	<table><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度試験機</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>		(略)		(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機	(新設)	(新設)	(略)	(略)	四 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (新設)
検査の実施の方法																			
(略)	(略)																		
二 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。																		
<table><tr><th colspan="2">(略)</th></tr><tr><td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度試験機</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>		(略)		(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機	(新設)	(新設)												
(略)																			
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機																		
(新設)	(新設)																		
(略)	(略)																		
四 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (新設)																		

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指 定 整 備 記 録 簿

○点検及び整備の概要等

第三号様式を次のように改める。

○検査機器等による検査

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器
前 軸	右	N	軸重	左右差	N	取 付 高 さ	聴感・テスト cd
	左	N	kg	左右差	N/kg		速度計の誤差 +・-
	右	N	軸重	左右差	N	cm	聴感・テスト km/h
	左	N	kg	左右差	N/kg		デシベル
後 軸	右	N	軸重	左右差	N	光 軸	OBD 検査結果 C O
	左	N	N/kg	左右差	N/kg		良・否 %
	右	N	軸重	左右差	N	cm	タイヤの振れ H C
	左	N	N/kg	左右差	N/kg		良・否 4mm・2mm・特殊 ppm
計		N	車両重量		N/kg	主×100	サイド・スリップ mm
手動		N	kg		N/kg		黒煙・粒子状物質 聴感・テスト %
走行テスト 等の方法と 結果				光 度	副×100	副×100	m ⁻¹
					cd	cd	

○目視等による検査

構 造	装 置
① 最低地上高	☐
② 最大安定傾斜角度	☐
③ 最小回転半径	☐
④ 原動機及び動力伝達装置	☐
⑤ 走行装置	☐
⑥ 操縦装置	☐
⑦ 制動装置	☐
⑧ 緩衝装置	☐
⑨ 燃料装置及び電気装置	☐
⑩ 車枠及び車体	☐
⑪ 連結装置	☐
⑫ 乗車装置及び物品積載装置	☐
⑬ 前面ガラスその他の窓ガラス	☐
⑭ 騒音防止装置	☐
⑮ ばい煙等の発散防止装置	☐
⑯ 灯火装置及び反射器	☐
⑰ 警報装置	☐
⑱ 指示装置	☐
⑲ 視野を確保する装置	☐
⑳ 走行距離計その他の計器	☐
㉑ 防火装置	☐
㉒ 内圧容器及びその附属装置	☐
㉓ 自動運行装置	☐
㉔ その他	☐

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特		自家用・事業用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力 kW	燃料の種類 ガソリン・軽油 LPG・その他
kg	kg		cm	cm	cm		

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日
依頼者の氏名 又は名称及び住所	
(備考)	

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月

年 月	
検 査 の 年 月 日	
年 月 日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び 保安基準適合標準の番号	保安基準適合標準 交付
有・無	
限定保安基準適合証の番号	

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
 - 車台番号
 - 自動車登録番号又は車両番号
- 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その 2）及び装置に関する検査（その 3）の項目についての検査結果を記載すること。

第四号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

第四号様式を次のように改める。

○検査機器等による検査

	制 動 力		前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器	
前 軸	軸重 N	kg	取付高さ	右	左	聴感・テスト	
			cm	cm	cm		
後 軸	軸重 N	kg	光軸	下	下	速度計の誤差	排 気 騒 音
			cm	cm	cm	+・-	聴感・テスト
計	車両重量 N	kg	光度	主× 100	主× 100	km/h	デシベル
				副× 100	副× 100	タイヤの振れ	C O
				cd	cd	良・否	%
				cd	cd		H C
	N	kg	cd	cd		4 ⇄ 2	ppm
走行 テ スト等 の方法 と結果							

○目視等による検査

構造	① 最低地上高	☐
	② 最大安定傾斜角度	☐
	③ 最小回転半径	☐
装置	① 原動機及び動力伝達装置	☐
	② 走行装置	☐
	③ 操縦装置	☐
	④ 制動装置	☐
	⑤ 緩衝装置	☐
	⑥ 燃料装置及び電気装置	☐
	⑦ 車枠及び車体	☐
	⑧ 連結装置	☐
	⑨ 乗車装置及び物品積載装置	☐
	⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス	☐
	⑪ 騒音防止装置	☐
	⑫ ばい煙等の発散防止装置	☐
	⑬ 灯火装置及び反射器	☐
	⑭ 警報装置	☐
	⑮ 指示装置	☐
	⑯ 視野を確保する装置	☐
	⑰ 走行距離計その他の計器	☐
	⑱ 防火装置	☐
	⑲ 内圧容器及びその附属装置	☐
	⑳ その他	☐

○自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

車体の形状	自家用・事業用の別	車 名	型 式	乗車定員	車両重量	車両総重量
	自家用・事業用			人	kg	kg
原動機の型式	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
	cm	cm	cm	kw	ガソリン・軽油 その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日
依頼者の氏名 又は名称及び住所	

(備考)

(依頼者の依頼事項)

初度検査年月	
年	月
検 査 の 年 月 日	
年	月 日
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び 保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
	有・無
限定保安基準適合証の番号	

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- (1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
- a 車台番号
- b 車両番号
- (2) 「前軸」、「後軸」及び「計」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- (3) 前照灯が一灯である場合には、「取付高さ」、「光軸」及び「光度」の欄の記載にあつては、「右」の欄に記載すること。
- (4) 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。

(軽自動車検査協会に関する省令の一部改正)

第二条 軽自動車検査協会に関する省令(昭和四十七年運輸省令第五十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後		
2 (略)	(軽自動車の検査設備の基準) 第十三条 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イゝチ (略) リ 検査用スキャンツール	
改 正 前		
2 (略)	(軽自動車の検査設備の基準) 第十三条 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一 (略) 二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イゝチ (略) (新設)	

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)

第三条 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成二十六年国土交通省令第十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(点検の基準) 第七条 (略) 2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一 (略) 二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イゝチ (略) リ 検査用スキャンツール 三 (略) 3 (略) (自動車点検用機械器具の校正) 第八条 前条第二項第二号(リを除く。)の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 2 (略)		(点検の基準) 第七条 (略) 2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一 (略) 二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イゝチ (略) (新設) 三 (略) 3 (略) (自動車点検用機械器具の校正) 第八条 前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 2 (略)	

指定点検整備記録簿

第四号様式を次のように改める。

構造	①	最低地上高	☐
	②	最大安定傾斜角度	☐
	③	最小回転半径	☐

自動車点検用機器器具等による点検				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器
制 動 力				右	左		
前 軸	前 軸	右	N	軸重	左右差		聴感・テスト デシベル
	前 軸	左	N	kg	N/kg		速度計の誤差 +・-
	前 軸	右	N	軸重	左右差		排 気 騒 音 聴感・テスト
	後 軸	左	N	kg	N/kg		デシベル
後 軸	後 軸	右	N	軸重	左右差		OB D 点検結果
	後 軸	左	N	kg	N/kg		C O
	後 軸	右	N	軸重	左右差		良・否
	後 軸	左	N	N/kg	N/kg		%
計 手動	計	右	N	軸重	左右差		タイヤの振れ
	手動	左	N	kg	N/kg		4°、2°、特殊
	手動	右	N	軸重	左右差		良・否
	手動	左	N	N/kg	N/kg		ppm
車両重量				主×100	主×100	サイド・スリップ イン・アウト	黒煙・粒子状物質 視認・テスト
				副×100	副×100		m ²
走行テスト 等の方法と 結果				度	度	mm	%
				度	度		m ²

自動車使用証の記載事項との照合								
自動車の種別		用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	乗車定員	最大積載量
普通・小型		貨 物	自家用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の種類	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW	ガソリン・軽油 LPG・その他	

依頼者の氏名等	年 月 日
受付年月日 依頼者の氏名 又は名称及び住所	

(依頼者の依頼事項)

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月
年 月
点検及び整備を完了した年月日
年 月 日
自動車点検員の氏名
点検整備済証の番号

(日本産業規格 A 列 3 番)

(1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a 車台番号

b 自動車登録番号

(2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

(3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

(4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあっては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。

(5) 「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのロの項目についての点検結果を記載すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為)

第二条 道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

2 指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置)

第三条 施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為)

第四条 総合特別区域法第二十二条の二十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の例により行うことができる。

2 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置)

第五条 施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

3. 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

（検査用スキャンツールの概要）

- ・ 自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・ 使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・ 自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・ 故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・ 検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：公布日

○国土交通省告示第千三百五十四号
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示を次のように定める。
令和三年十月十五日
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第千三百七十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
第十一章 整備用スキャンツール (接続部) 第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものであること。 二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	
第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二 (略) 三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 第十二章 検査用スキャンツール (構造等) 第六十九条 検査用スキャンツールは、継続検査用OBD（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 (耐久性) 第七十条 検査用スキャンツールの各部は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。 (作動) 第七十一条 検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。 (接続部) 第七十二条 検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 対象とする自動車の継続検査用OBDと接続できるものであること。 二 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用OBD（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	
改正前	
第十一章 整備用スキャンツール (接続部) 第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならない。 二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものでなければならない。 (機能) 第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二 (略) 三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 (新設) 第六十九条 検査用スキャンツールは、継続検査用OBD（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 (新設) 第七十条 検査用スキャンツールの各部は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。 (新設) 第七十一条 検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。 (新設) 第七十二条 検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 対象とする自動車の継続検査用OBDと接続できるものであること。 二 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用OBD（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	

(機能) 第七十三条 検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一 細目告示別添四十八及び別添百二十四に規定する情報の読取機能を備えていること。 二 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る継続検査用 OBD が正常に機能する能力を有することを確認するために必要となる電圧を測定する機能を備えていること。 三 ソフトウェアを正常に作動させることができ、かつ、機構の指定する方法によりこれを更新することができるものであること。 四 検査しようとする自動車を特定するために必要な情報並びに第一号及び第二号の機能により取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用 OBD との通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。 (表示部) 第七十四条 検査用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならない。 (入力部) 第七十五条 検査用スキャンツールの入力部は、検査に必要な情報を入力できるものでなければならない。	(新設) (新設) (新設)
--	-------------------------------------

附 則
この告示は、公布の日より施行する。

4. 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

北 技 整 第 2 2 3 号

令和3年11月11日

北海道自動車整備連合会会長 殿

北海道運輸局自動車技術安全部長（公印省略）

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

標記について、自動車局整備課長より別添のとおり通知がありましたので、貴会傘下会員に対し、指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

また、本年10月1日から施行された新たな点検基準（OBD点検の追加）については、認識不足や認識誤り等により不適切な事案の発生が危惧されますので、自動車特定整備事業における点検・整備が適切に実施されるよう自動車特定整備事業制度について引き続き周知・指導方ご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

ついては、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。

事 務 連 絡
令和3年9月29日

各自動車製作者 御中
各輸入車販売代理店 御中

国土交通省自動車局
整 備 課

自動車製作者等の系列販売会社における法令遵守の徹底について

本日、関東運輸局は、トヨタモビリティ東京株式会社のレクサス高輪について、指定自動車整備事業の指定の取消処分を行いました。

また、トヨタ自動車株式会社から、全国の系列販売会社の店舗（指定自動車整備事業場）に対する総点検の結果、レクサス高輪を含む12店舗における法令違反が発覚したとの報告がありました。

指定自動車整備事業者の不正行為等については、系列販売会社やその店舗において発生の防止等に取り組むべきものですが、貴社においても、指定整備事業に関し、以下の留意点を参考に関連の店舗の法令遵守状況を点検する等、必要な取組を実施して頂くようお願いいたします。

【留意点】

1. 現場業務の負担について

サービス部門の処理能力を超える業務量であったり、車検の作業時間が固定され無理な作業を強いられているなど、車検を行うエンジニアが負担とを感じる業務量となっていないか。

2. 安全に対する意識と車検制度に対するコンプライアンスについて

販売会社の経営層、店舗の管理職や従業員が、「国の業務を代行している」という民間車検制度（指定自動車整備事業制度）の役割の重要性を認識しているか。

3. 経営層・管理者と現場との意思疎通について

販売会社の経営層、店舗の管理者がサービス部門の現場の実態を十分把握しているか。また、サービス部門のエンジニアが、抱えている問題や改善提案を上層部へ伝えやすい環境となっているか。

4. 社内監査について

社内監査を実施しているか。また、社内監査が実質的に機能し、車検に関するコンプライアンスの確実な執行状況を把握できているか。

5. 顧客への説明について

車検時間が一律であるとの誤解を招くような広告となっていないか。また、顧客に対し、車両の状況により予定時間内に作業が完了しない場合があることなどの説明が十分に行われているか。

国 自 整 第 169 号
令和 3 年 10 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了知願います。

記

1. 各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。
2. 会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。
3. 会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

自動車に備えられた コンピュータの点検が 義務づけられます！



これらが搭載された車、つまり、**ほぼ全ての自動車**が対象です！

令和3年10月1日より、12ヶ月毎の定期点検項目に
「車載式故障診断装置 (OBD) の診断の結果※」
が追加されます。(※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外)

追加される点検って、具体的にどんなことをするの？



「スキャンツール」を OBD ポートに接続し、
「OBD」が記録している、各種装置の故障の有
無や作動状況を読み出すことで、装置が正常に
作動しているかを点検します (いわゆる **OBD
点検**)。



詳しくは裏面へ！

車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の**状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。**

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、**安全に走行できる状態であるかを確認する機器。**

衝突被害軽減ブレーキのような 先進安全装置搭載車においては、 装置の誤作動による事故が起きています



誤作動の概要

上り坂の右カーブを走行中、前方に車両がないにもかかわらず**急ブレーキがかかった**。その結果、運転手が負傷した。

事故の調査の結果



衝突被害軽減ブレーキシステムのレーダーセンサーの取り付け角度が**正しい位置に取り付けられていなかった**。
これに加え、段差を通過した際の車体の上下動により、道路に対し当該システムが反応しブレーキが作動したものと推定される。

OBD 点検を行えば…

故障を診断でき、その結果に基づいて適切な整備を行うことで、このような誤作動を防止することができます！



安全なドライブのため、
地方運輸局の認証を受けた整備工場で**スキャンツール**を使用した

OBD 点検を受けましょう！

※診断の対象となる識別表示を目視により点検する方法でも可能

認証を受けていることを示す看板



〇〇運輸局長 認証
自動車特定整備事業



〇〇運輸局長 認証
自動車特定整備事業

OBD 点検に関する詳細は、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



国土交通省

27

協力：自動車点検整備推進協議会

〇OBD 点検のことが
詳しくわかります。





令和2年12月8日
自動車局自動車情報課

車検証を電子へ！

～電子車検証の仕様に関する検討結果について～

電子化された自動車検査証（以下、「電子車検証」という。）の仕様について、総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することとしましたので、お知らせします。

自動車保有関係手続については、関係省庁と連携し、オンラインで一括した申請手続を可能とするワンストップサービス（OSS）を導入・推進しています。さらなる推進に向けて、継続検査等で紙の車検証の受取のために必要となっている運輸支局等への来訪を不要とし、OSSで申請手続を完結することを可能とする、車検証の電子化を実現するため、平成30年9月から計11回にわたって、「自動車検査証の電子化に関する検討会」が開催され、令和2年6月に「報告書」が公表されたところです。

電子車検証の仕様について、同報告書において、「実際の利活用のニーズを十分に踏まえながらも、ユーザ負担を抑制する観点から、システムのライフサイクルでの費用対効果を十分に勘案しつつ、自動車検査証の電子化を可能な限り低コストで実現することが適当である」とされました。

これを踏まえ、国土交通省において、車検証の電子化に係る全体コストやICチップの空き領域の活用方策等、あらゆる観点から総合的に検討した結果、A6サイズ程度の台紙にICタグを貼り付ける方式を採用することといたしました。

電子車検証のイメージは別紙のとおりです。

今後は、令和5年1月に予定している車検証電子化の開始に向けて、関係者と連携しながら、具体的な制度整備や関係システムの構築等に着実に取り組んでまいります。

<参考> 「自動車検査証の電子化に関する検討会」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000034.html

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局自動車情報課 平賀、猪原
（代表）03-5253-8111（内線）42104、42115
（直通）03-5253-8588（FAX）03-5253-1639

(別紙)

電子車検証のイメージ

<表面>

自動車検査証		令和 2年10月 1日	東京運輸支局長		411200000012		
自動車登録番号又は車両番号		初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
品川 399 さ 1234		令和 2年10月	普通	乗用	自家用	98765	0001
車 名			車 体 の 形 状				
コクドコウツウ			箱型				
車 台 番 号			燃 料 の 種 類		総排気量又は定格出力		
ZZZ99-SAMPLE01			ガソリン		1.59 kW L		
型 式		原 動 機 の 型 式		前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ZXX-ABC99		ABC-3DE		750 kg	- kg	- kg	600 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
5 人	- kg	1350 kg	1625 kg	448 cm	173 cm	149 cm	
使 用 者 の 氏 名 又 は 名 称							
国 土 交 通							
備 考							
H10騒音99db, その他							

I
C
タ
グ

<裏面>

I
C
タ
グ

記入欄

(注意事項)
1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携帯して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」の1か月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
3. 自動車検査証に記載又は記録されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

※ 交付された自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

※ 電子車検証の大きさは、A 6 サイズ + I C タグ分の余白を想定
※ 台紙及び I C タグの具体的な仕様については今後検討

6. 車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



令和3年3月9日
自動車局自動車情報課

車のナンバープレートの表示に係る新基準適用までの猶予期間を延長します

自動車のナンバープレートの表示方法については、平成28年4月1日に施行された、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）並びにナンバープレートの表示の位置・方法の詳細について定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示により明確化したところです。

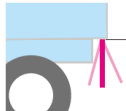
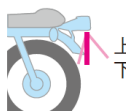
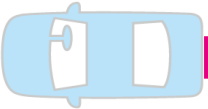
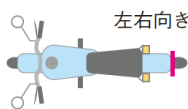
明確化した表示方法の中で、関連告示で規定するナンバープレートの取付け角度や装着するフレーム・ボルトカバーの大きさについては、令和3年4月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用するという猶予期間を設けていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、国内の自動車購入需要が停滞したこと等を踏まえ、この猶予期間を延長し、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用することとします。

○ 猶予期間を延長する告示

- ・自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示（平成27年国土交通省告示第1265号）
- ・自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示（平成27年国土交通省告示第1266号）

○ 猶予期間を延長する基準

- ・以下の基準について、令和3年10月1日以降に初めて登録等を受ける自動車に適用

項 目		前面のナンバープレート	後面のナンバープレート		
			ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート
角 度	上下向き※1	 上向き10°～ 下向き10°	 上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	 上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	 上向き40°～ 下向き15°
	左右向き※1	 左向き10°～ 左右向き0°	 左向き5°～左右向き0°		 左右向き0°
フ レ ーム※1		●幅※2が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ●厚さ※3が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ●脱落するおそれのないもの  上部 幅が10mm以下、厚さ6mm以下 （幅が7mm以下の場合は厚さ10mm以下） 左右 幅が18.5mm以下、 厚さ30mm以下 下部 幅が13.5mm以下、厚さ30mm以下			禁 止
ボルトカバー※1		●直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ●厚さが※3が9mm以下 ●脱落するおそれのないもの			

※1 令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、上記基準によらず、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によりナンバープレートを取り付けること、また、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。

※2 ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※3 ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の長さ

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

車のナンバープレートは 見やすく表示!

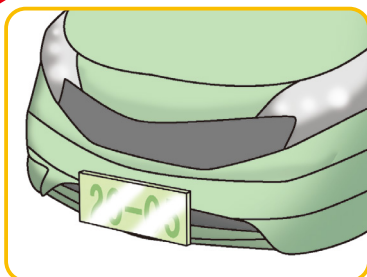
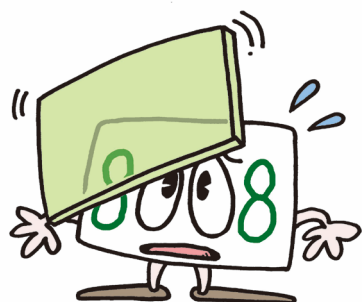
ナンバープレートの表示義務が 明確化されます



平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、
シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が
明確に禁止されます。

平成28年4月1日から
禁止

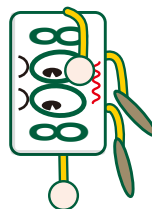
カバー



ナンバープレートカバーは
装着禁止!!
無色透明でもダメ!!

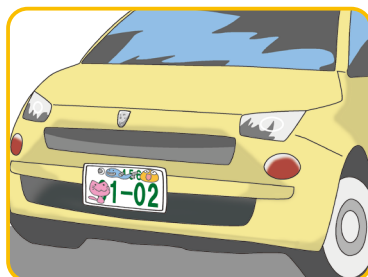
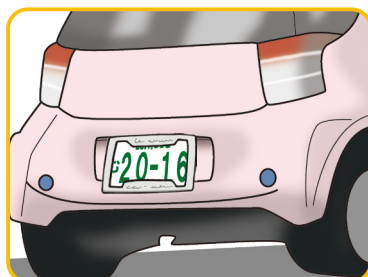
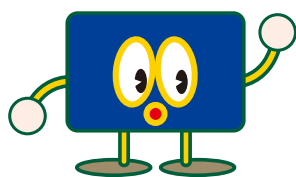
回転

回転させて
取り付けては
いけません。



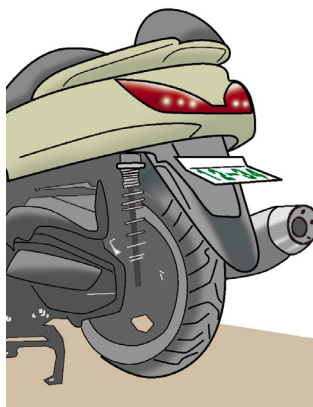
被覆

ナンバープレートの
すべての文字が判読でき
なければダメ!!



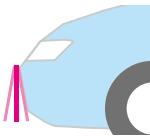
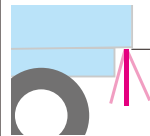
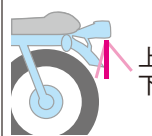
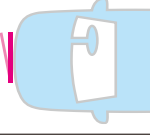
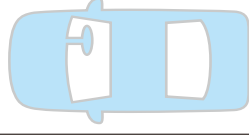
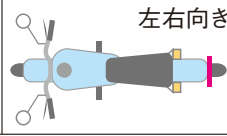
折り返し

折り返しては
いけません。



車のナンバープレートの表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準により位置や角度が数値で明確に規定されました。知らなかったではすみません！

項 目		前面のナンバープレート	後面のナンバープレート			
			ナンバープレートの 上端が1.2m以下の場合	ナンバープレートの 上端が1.2m超の場合	バイクのナンバープレート	
位 置		番号（ナンバープレートのすべての文字をいう。以下、同じ。）の識別に支障が生じないように、見やすい位置				
角 度	上下向き※ ¹	 上向き10°～ 下向き10°	 上向き45°～ 下向き5° 1.2m以下	 上向き25°～ 下向き15° 1.2m超	 上向き40°～ 下向き15°	
	左右向き※ ¹	 左向き10°～ 左右向き0°	 左向き5°～左右向き0°		 左右向き0°	
	回 転	水 平				
被覆・汚れ・ 物品の取付け		禁止（封印、検査標章・保険標章等、下記のフレーム・ボルトカバーを除く。）				
フ レ ー ム ※ ¹		● 幅※²が上部10mm以下、左右18.5mm以下、下部13.5mm以下 ● 厚さ※³が上部6mm以下（上部の幅が7mm以下の場合は10mm以下）、その他30mm以下 ● 脱落するおそれのないもの 			禁 止	
ボルトカバー※ ¹		● 直径が28mm以下であって番号に被覆しないもの ● 厚さが※³が9mm以下 ● 脱落するおそれのないもの				
そ の 他		● 確実に取り付けられていること ● 折り返されていないこと、表裏・上下が逆さでないこと等、番号の識別に支障が生じないこと				

※¹ 角度（上下向き・左右向き）、フレーム、ボルトカバーの基準は、平成33年4月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。（平成33年3月31日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。）

※² ナンバープレートに取り付けたときの当該ナンバープレートの外縁からフレームの内縁までの長さ

※³ ナンバープレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバープレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法・省令・
告示施行
H28.4.1

猶予期間

平成33年3月31日までに
初めて登録・検査・使用の
届出がある自動車に適用

新基準の
全面適用
H33.4.1

平成33年4月1日以降に初
めて登録・検査・使用の届
出がある自動車に適用

【現行】道路運送車両法の規定

（自動車登録番号標等の表示の義務）
第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、…自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

（自動車登録番号標等の表示の義務）
第十九条 自動車は、…自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないこと
その他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度（上下・左右） 自動車の運行中番号が判読できる見やすい角度

一定の角度 例：上10°～下10°（四輪前面）
左5°～0°（四輪後面）
上40°～下15°（二輪後面）

角度（回転） 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの
例：左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下

(参考)

自動車登録番号標等の取付角度等の確認について（抜粋）

(平成28年3月28日付け国自情第278号、国自整第425号)

別添 ナンバープレート取付角度等の新基準の運用

I (略)

II 具体的な確認方法

1. ～3. (略)

4. 自動車分解整備事業者の事業場

(1) 指定整備時

指定自動車整備事業者の自動車検査員等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

(2) 自動車分解整備事業者による持ち込み検査時

自動車分解整備事業者の事業場の担当者等は、1. ②又は3により、不適切表示に係る説明を運輸支局等の登録担当の職員等から受けた場合、受け取ったチラシを使用者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

(3) 定期点検整備時及び一般整備等時

自動車分解整備事業者の事業場の担当者等は、不適切表示を確認した場合、不適切表示に○をつけたチラシを申請者に対して配布する等により、不適切表示を改善しなければ運行の用に供することができない旨を説明。

7. 事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します

令和3年9月30日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）に係る国連規則を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

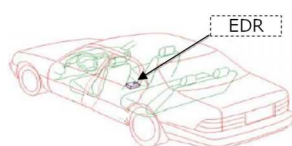
自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「事故情報計測・記録装置に係る国連規則（第160号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

なお、1.（1）及び（2）に関する国連規則策定においては、自動車局、交通安全環境研究所及び自動車基準認証国際化研究センターが、それら規則策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導してきたところです。

1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR）を備えなければならないこととする。



＜EDR の設置個所と本体＞

＜EDR の作動イメージ＞

- (2) 乗用車等には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

2. 公布・施行

公 布 ： 令和3年9月30日

施 行 ： 令和3年9月30日

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課： 山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課： 小出、片野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 183 回会合において、「事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 160 号）」が新たに採択された。また、「乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 152 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

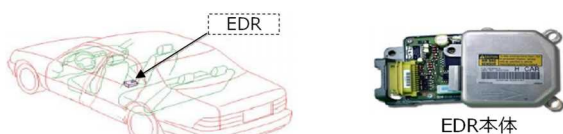
2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（E D R：Event Data Recorder）を備えなければならないこととする。

【E D Rの設置個所と本体】



【E D Rの作動イメージ】



【記録内容】

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
①速度変化量	0～0.25
②車両表示速度	-5.0～0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	-5.0～0
④シートベルト着用有無	-1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	-5.0～0

【適用日】

新型車※ : 令和 4 年 7 月 1 日

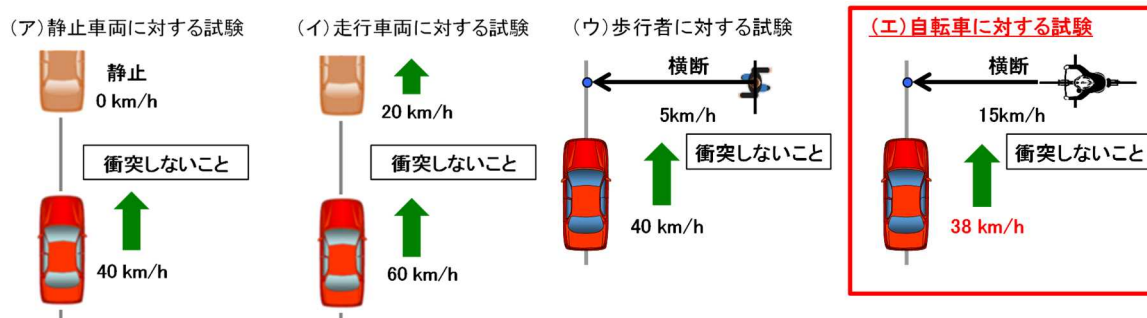
継続生産車 : 令和 8 年 7 月 1 日

※⑤については令和 6 年 7 月 1 日

(異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示
改正が必要)

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】（今回（エ）を追加）



【適用日】 新型車：令和 6 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 1 日

- ③ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象に、車両総重量 3.5 t 超えのトラック及びトレーラ並びに乗車定員 10 人以上のバスを追加する。

【適用日】 新型車：令和 5 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 7 年 7 月 1 日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、事故情報計測・記録装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故情報計測・記録装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 160 号に基づき認定された事故情報計測・記録装置を追加する。
- ③ 協定規則第 141 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、事故情報計測・記録装置の型式等について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 3 年 9 月 30 日

施 行：令和 3 年 9 月 30 日

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

～ 大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します ～

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、冬用タイヤ交換時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施

平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」における車輪脱落事故防止対策として、大型車の車輪脱落防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめました。この緊急対策の確実な実施を図るため、本日より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います。

【実施期間】令和3年10月1日～令和4年2月28日

【主な実施項目】

- 各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの確認
- 運送事業者、タイヤ販売業者、自動車整備事業者等の関係者に向けて、啓発チラシ（別紙1）を活用し確実な作業実施を依頼
- 自動車運送事業者による「大型車のホイール・ナットの緩みの総点検」を実施
- ホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検において、ホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施するよう啓発



街頭検査の様様（令和2年度）

2. 令和2年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況（詳細は、別紙2参照）

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

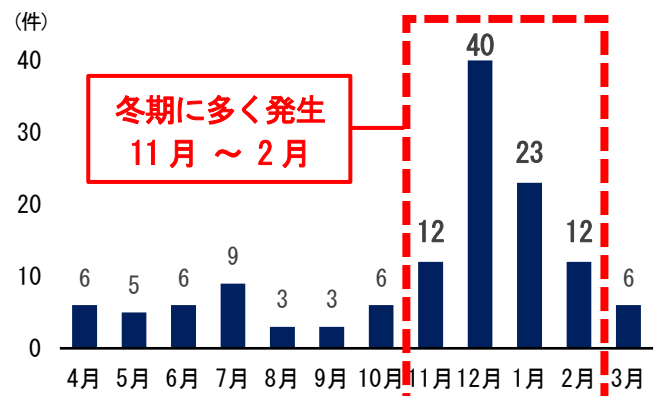
- 発生件数は131件（対前年度比19件増加）
- 冬期（11月～2月）に多く発生
- 特に東北地域で多く発生
- 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

<添付資料>

別紙1 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙2 令和2年度 大型車の車輪脱落事故発生状況

令和2年度 車輪脱落事故発生状況（月別）



<問い合わせ先>

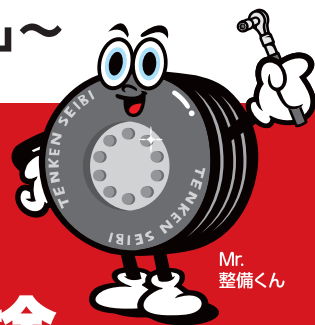
自動車局整備課 藤埴、宮坂、渡部

代表:03-5253-8111（内線：42412）、FAX:03-5253-1639

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



Mr.
整備くん

お

とさない! 脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

ち

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。

錆びたボルト・ナット



給脂



な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



規定の
締めトルク

- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



右ねじの「R」表示

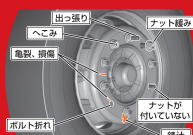
い

ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/
インジケーターの正しい使用
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い
左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケーター装着による点検がより効果的です。



詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意

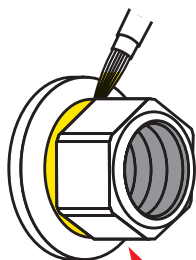
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

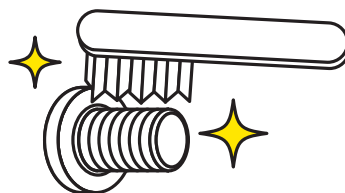
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



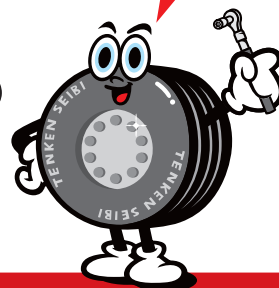
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

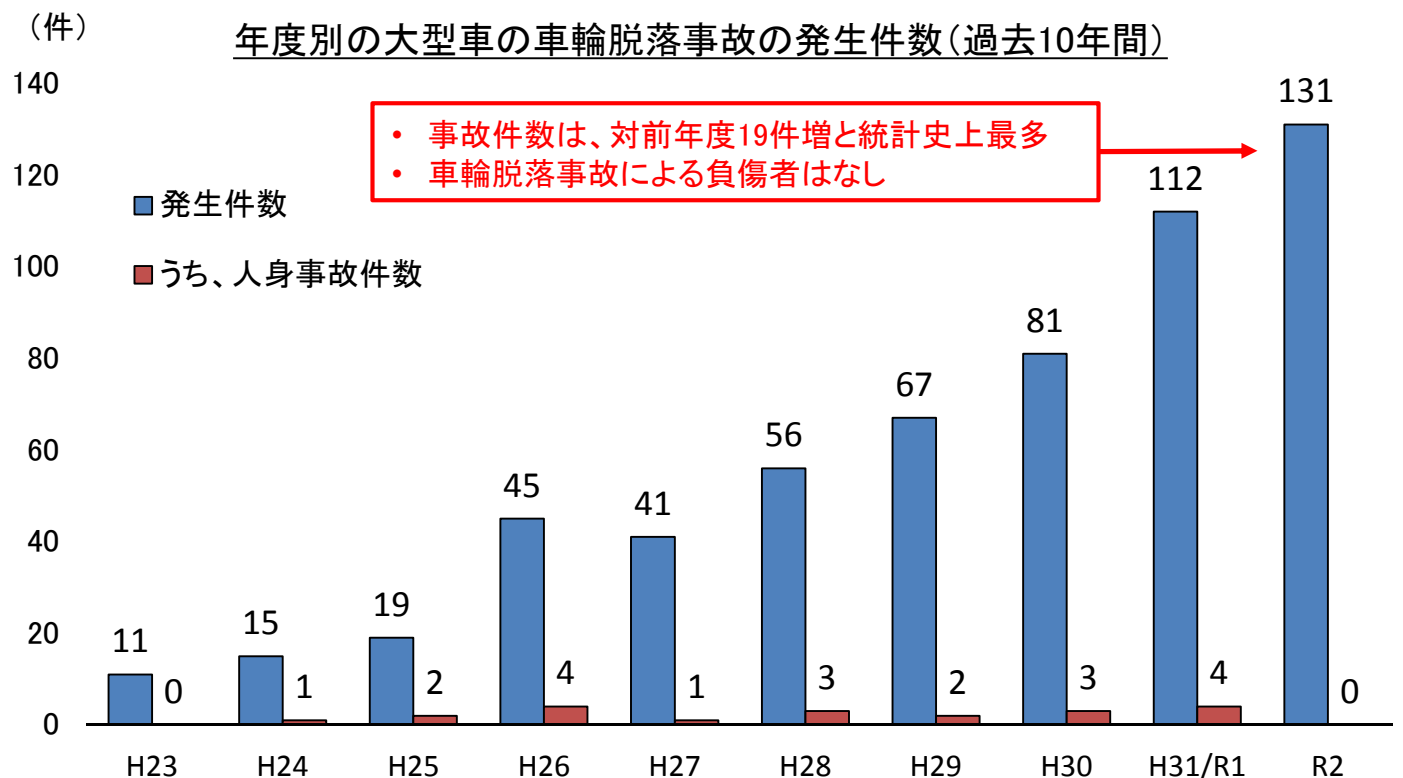
ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

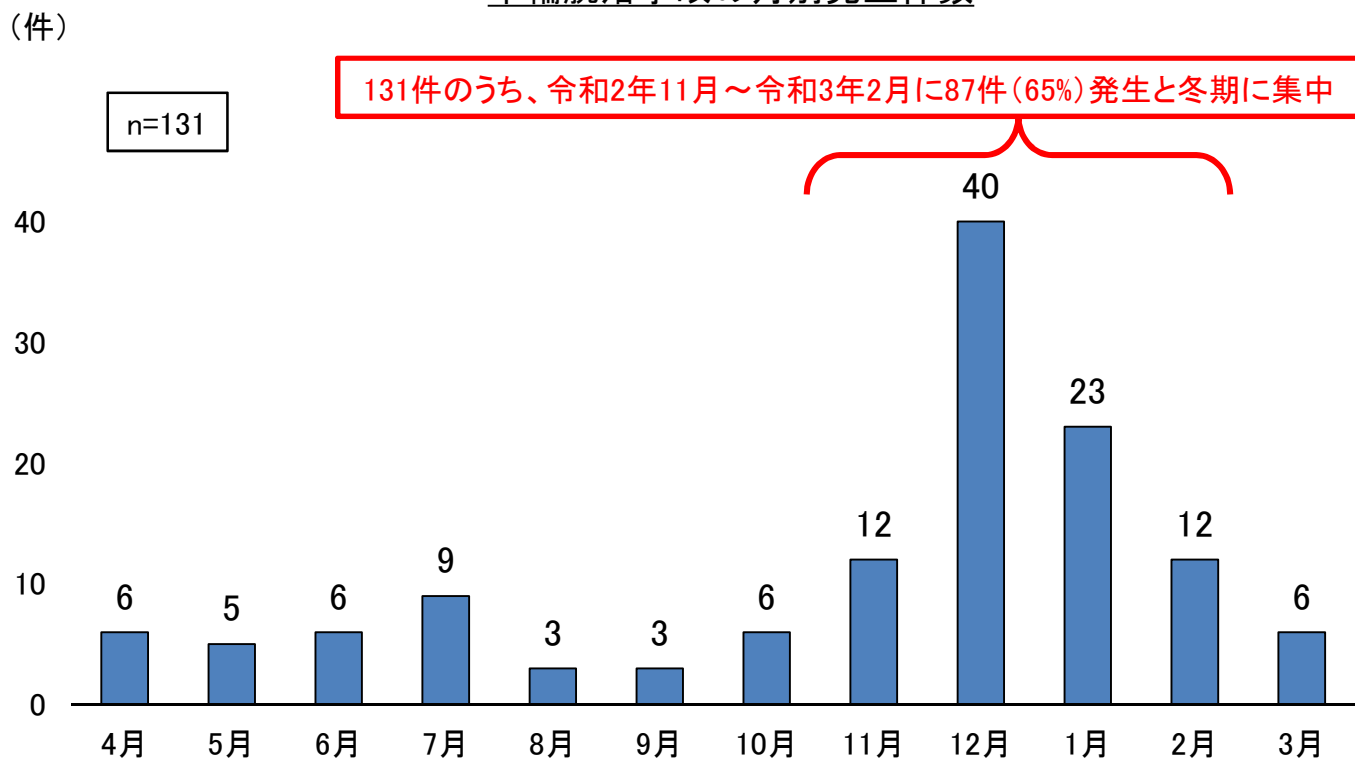


※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

(年度)

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

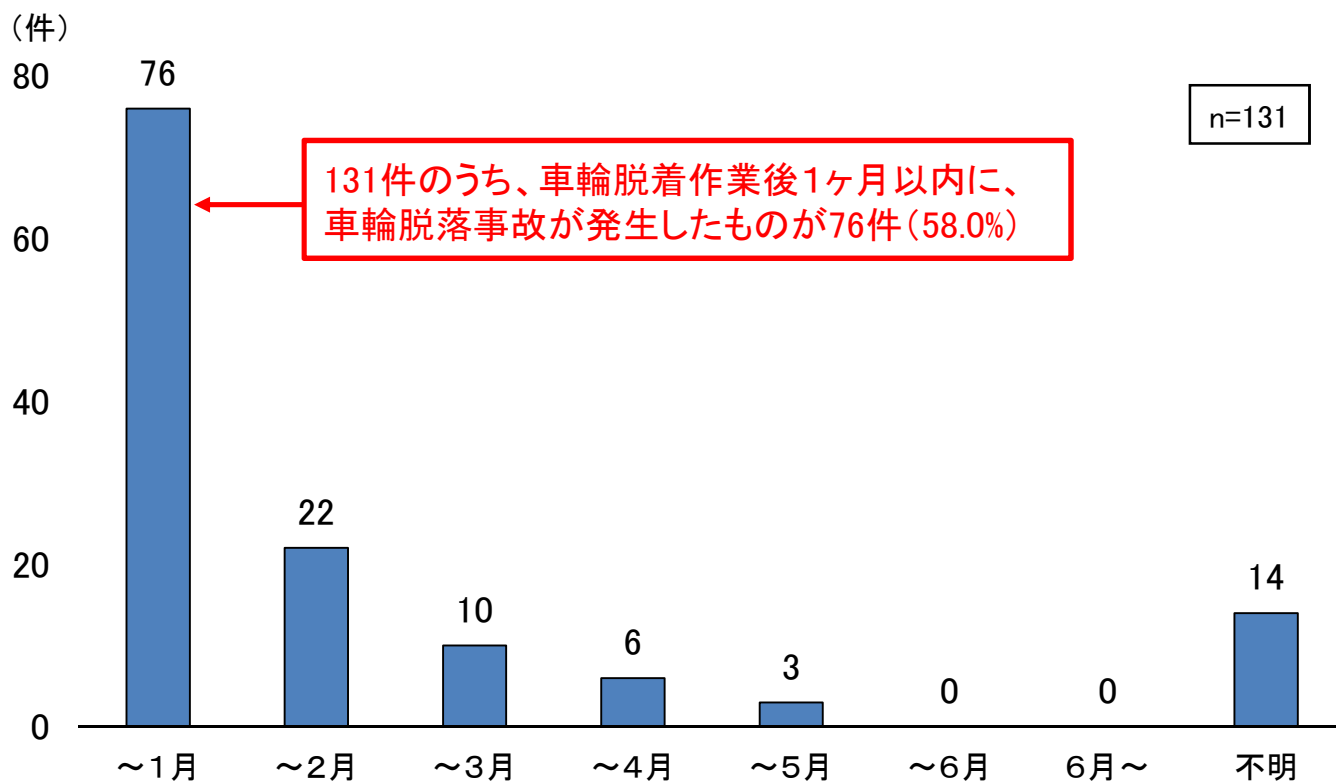
車輪脱落事故の月別発生件数



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

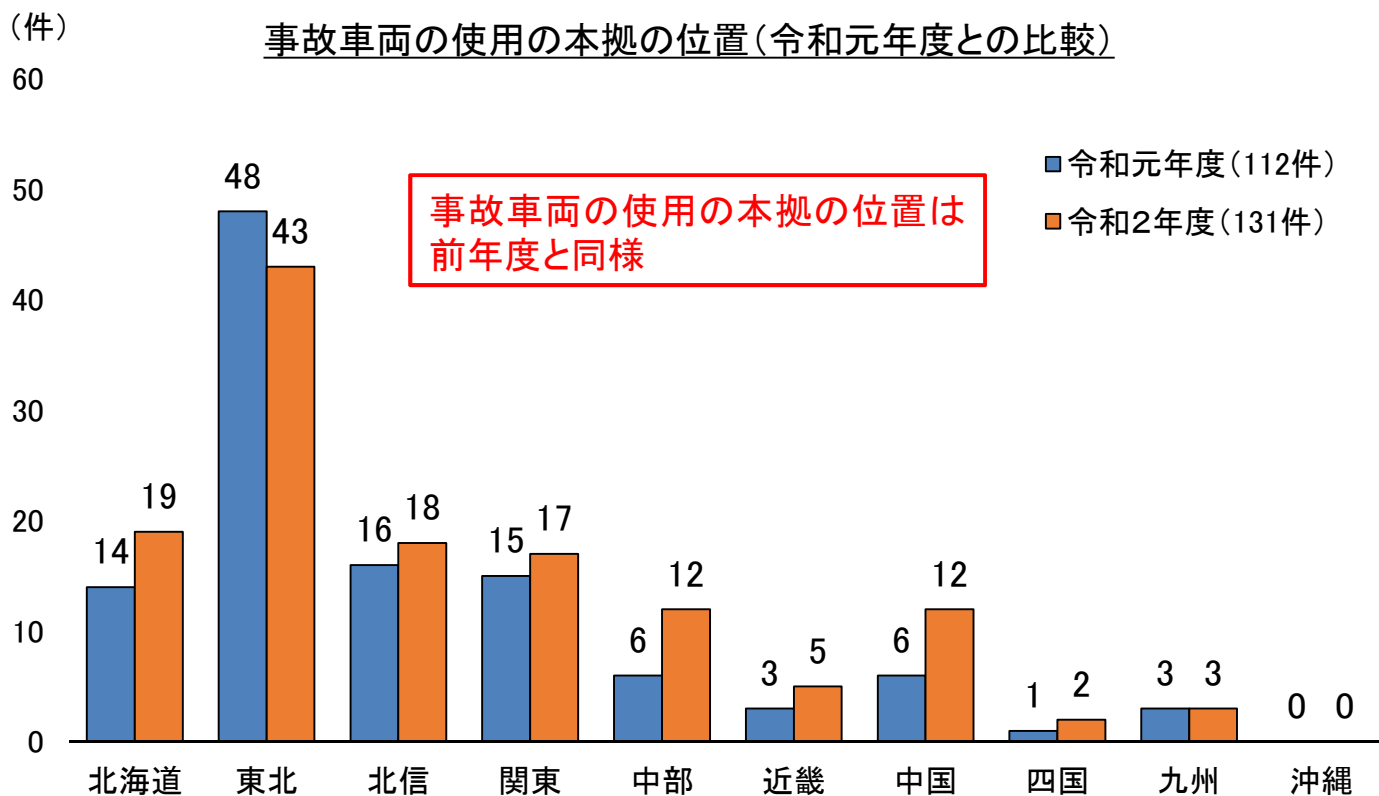
車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

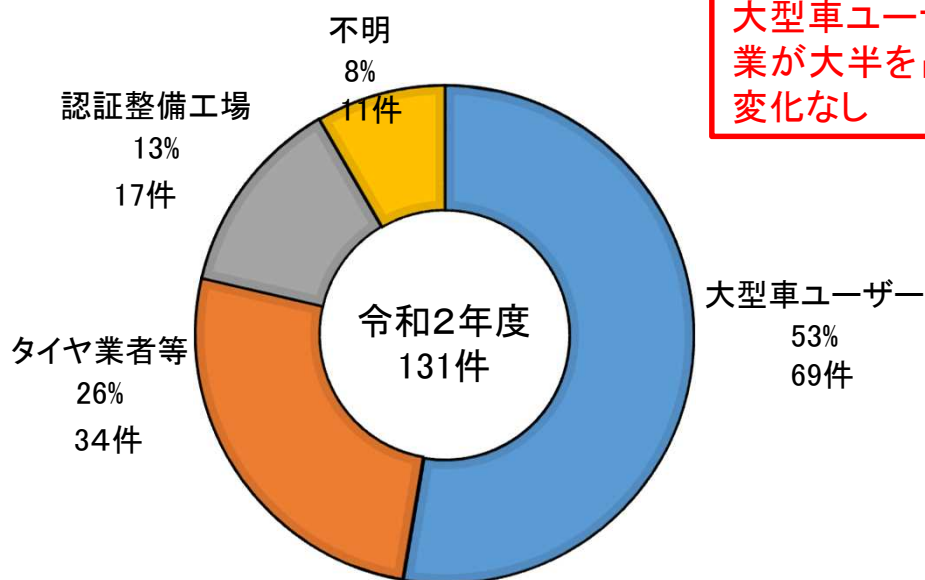
事故車両の使用の本拠の位置（令和元年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

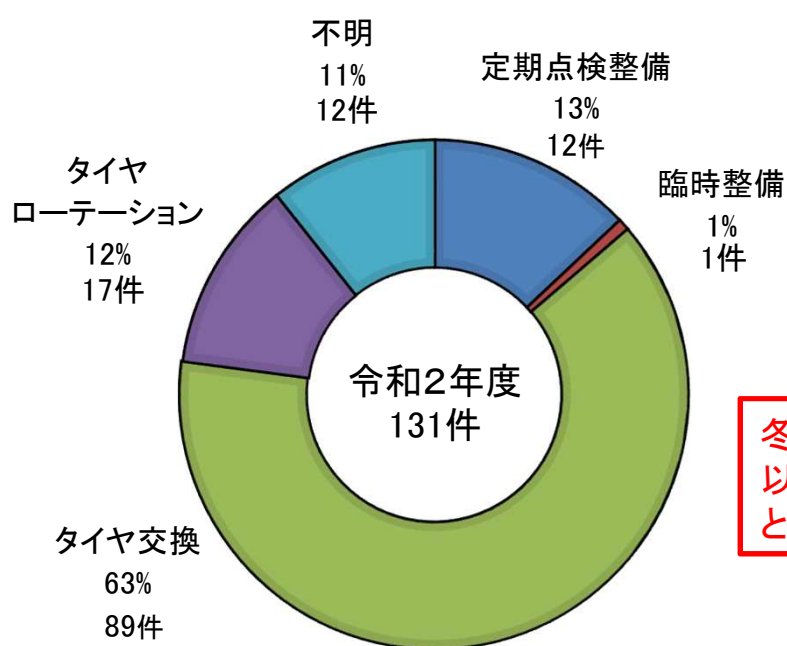
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



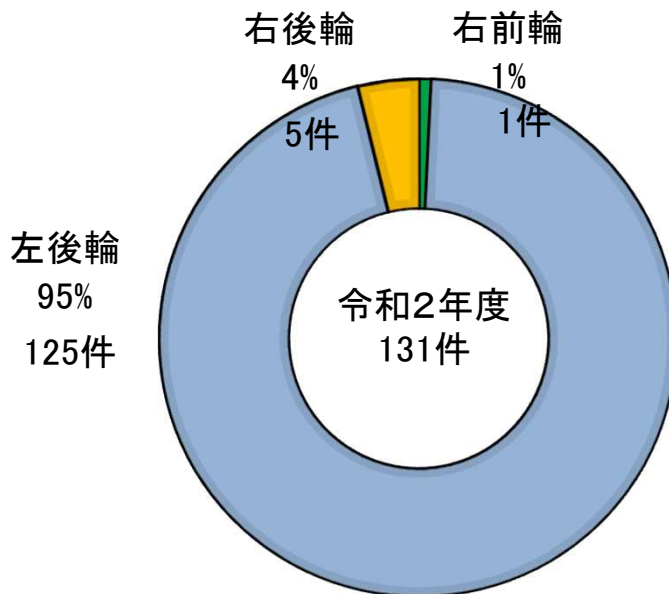
冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

- ▶ タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- ▶ タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

事故発生車両の車輪脱落箇所



左後輪の集中は、前年度と傾向に変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
 - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」

1. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した大型車の適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理を実施するよう周知徹底を図る。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検や周知啓発等を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理の実施等を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする運送事業者は、令和2年度を優先に過去3年間（平成30年度以降）に車輪脱落事故を発生させた事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局及び各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

2. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
 - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車について、重点的な点検を心がけること。
 - ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
 - ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- (2) 依然として、自社でタイヤ交換作業を行った貨物自動車による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
 - ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
 - ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボル

トの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締め付け力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的な点検を実施するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ 入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙１のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、増し締め必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための４つのポイント^(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、購入者への説明を徹底するよう周知すること。

４．キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬用タイヤへの交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和３年１０月から令和４年２月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

５．新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの錆や汚れの清掃、並びにエンジンオイル等の給脂
2. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
3. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
4. 日常（運行前）点検における、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの緩みの確認

9. 令和2年度 指定監査結果集計表(口頭注意件数)

3月末現在

()内は前年同月の件数

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
(1)指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り(3点)								
①点検整備項目の記載漏れ、誤り	2 (1)	1 (11)	1 (5)	1 (12)	4 (2)	7 (8)	8 (5)	24 (44)
②完成検査欄記載漏れ(誤り)								
Co/Hc	2 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	3 (5)
DS	0 (0)	1 (5)	3 (1)	0 (1)	7 (1)	0 (0)	1 (15)	12 (23)
ヘッドライト	1 (3)	0 (3)	1 (3)	0 (1)	8 (1)	0 (0)	3 (2)	13 (13)
サイドスリップ	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	1 (3)
ブレーキ	4 (1)	2 (7)	1 (7)	1 (1)	5 (2)	0 (1)	4 (14)	17 (33)
スピード(誤差)	0 (0)	0 (1)	0 (4)	0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (3)	2 (11)
排気騒音	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
補助前照灯	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)
タイヤ振れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (3)
警音器	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
③目視検査欄の記載漏れ、誤り	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (1)
	9 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (5)	0 (2)	0 (3)	1 (8)	12 (22)
④記載事項照合欄記載漏れ、誤り(同一性)	2 (4)	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (4)	6 (10)
⑤交付番号記載漏れ、誤り	2 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	3 (1)	9 (6)
⑥検査年月日記載誤り	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (3)	1 (1)	4 (6)
(2)適合証の検査年月日、交付年月日を記載漏れ、記載誤りし、適合証を交付した(3点)								
①検査年月日記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (1)	6 (3)
②交付年月日記載漏れ、誤り	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (1)
③その他記載漏れ、誤り(保険、最終検査申請日等)	0 (3)	0 (1)	0 (0)	1 (2)	4 (2)	11 (11)	1 (6)	17 (25)
(3)検査員の証明を記載漏れ、記載誤りした(3点)								
検査員氏名記載漏れ	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)	2 (4)
(4)記録簿の様式間違い(3点)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
(5)検査員の変更届出等未提出(9点)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
(6)事業場等の変更届出未提出(3点)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (6)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (7)
(7)その他								
①(概算見積書交付不適切)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
②その他	8 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (3)	10 (3)	0 (0)	2 (1)	21 (8)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
監査件数	164	26	17	46	101	158	187	699
	(194)	(160)	(40)	(172)	(92)	(164)	(210)	(1032)
口頭注意を受けた事業場数	19	4	7	8	32	24	23	117
	(18)	(24)	(18)	(28)	(15)	(30)	(35)	(168)
(監査件数あたりの比率)	11.6%	15.4%	41.2%	17.4%	31.7%	15.2%	12.3%	16.7%
	(9.3%)	(15.0%)	(45.0%)	(16.3%)	(16.3%)	(18.3%)	(16.7%)	(16.3%)

10. 令和2年度及び令和3年度の指定整備事業者の処分状況一覧

(注) 指定整備事業者の認証関係処分だけのものは含みません。

		取 消	停 止	警 告			処分等 事業場数	検 査 員		
				局 長	支局長	合 計		解 任	警 告	合 計
札 幌	R2	1			3	3	4	1	2	3
	R3					0	0			0
函 館	R2					0	0			0
	R3				1	1	1		1	1
室 蘭	R2					0	0			0
	R3					0	0			0
旭 川	R2					0	0			0
	R3					0	0			0
帯 広	R2				1	1	1		1	1
	R3				1	1	1		1	1
釧 路	R2					0	0			0
	R3					0	0			0
北 見	R2				1	1	1		1	1
	R3					0	0			0
合 計 (全道)	R2	1	0	0	5	5	6	1	4	5
	R3	0	0	0	2	2	2	0	2	2

※ 令和2年度は年度末、令和3年度は10月末の集計値

1 1. 指定自動車整備事業者処分概況（令和2年度及び令和3年度）

令和2年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）
（令和2年度12月以降分）

【事例1】（札幌管内）

処分：令和2年12月 業態：専業

当該事業者から、車検を実施した車両について、ブレーキキャリパーボルトの締め付けが不十分な状態で特定整備を実施した旨の自主申告があったことから、事業者へ特別監査を実施したところ、整備主任者の特定整備に関する統括管理不備があり、特定整備作業に重大な瑕疵（フロント右側ディスクキャリパー締め付け不良）がある状態で保安基準適合証を交付していたことが確認された。

〈違反概要〉

- ・ 認証関係 ----- 文書警告
 - (1) 特定整備作業に重大な瑕疵があった。（1台）
 - (2) 整備主任者に特定整備に関する統括管理不備があった。
 - ※ 違反点数合計
〔(1)10点×1台+(2)3点〕×1/2=7点
違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間に於ける処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
- ・ 指定関係 ----- 文書警告
 - (3) 法令の規定を遵守する体制でない。
 - (4) 適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった。（1台）
 - (5) 指定整備記録簿に一部記載漏れ及び記載誤りがあった。
 - ※ 違反点数合計
〔(3)3点+(4)20点×1台+(5)3点〕×1/2=13点
違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間に於ける処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）
 - (6) 保安基準不適合状態で保安基準適合証等に証明した。
 - ※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例2】（札幌管内）

処分：令和3年3月 業態：専業

継続検査OSS申請のあった車両について、支局窓口端末の審査時において自賠責保険期間の不備が確認された。当該事業者への監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付したことが確認された。

〈違反概要〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
 - (1) 法令の規定を遵守する体制でない。
 - (2) 適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入になるにもかかわらず適合証を交付した。（1台）
 - ※ 違反点数合計
〔(1)3点+(2)10点×1台〕=13点

令和3年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

【事 例 1】 （函館管内）

処分：令和3年4月 業態：専業

運輸支局窓口に保安基準適合証による中古新規登録の申請があったが、当該車両は登録識別情報等通知書と同一性が相違する自動車であることが確認された。事業者へ特別監査を実施したところ、自動車検査員は同一性が相違する自動車であることに気づかず保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者は保安基準適合証を交付した事実が確認された

〈違反概要〉

- ・指定関係 ----- 文書警告
(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した。(1台)
 - ※ 違反点数
(1) $20\text{点} \times 1 / 2 = 10\text{点}$
違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間に於ける処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
- ・自動車検査員 ----- 文書警告（1名）
(2) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に証明した。
 - ※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例 2】 （帯広管内）

処分：令和3年8月 業態：専業

運輸支局窓口に保安基準適合証による中古新規登録の申請があったが、現車提示が必要な車両と判明したため、運輸支局において新規検査を受検したところ、同一性が相違する自動車であることが確認された。事業者へ特別監査を実施したところ、自動車検査員は同一性が相違する自動車であることに気づかず保安基準に適合する旨の証明を行い、事業者は保安基準適合証を交付した事実が確認された

〈違反概要〉

- ・指定関係 ----- 文書警告
(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した。(1台)
(2) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りがあった。
 - ※ 違反点数
〔(1) $20\text{点} \times 1\text{台} + (2) 3\text{点}$ 〕 $\times 1 / 2 = 12\text{点}$
違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間に於ける処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
- ・自動車検査員 ----- 文書警告（1名）
(3) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に証明した。
 - ※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

12. 全国の指定自動車整備事業者の処分概況（令和2年度）

令和2年度12月以降分

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分

点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
17	関東	R2.12.21	監査	専業	保安基準不適合状態で交付（1台）故意 保安基準不適合状態で交付（1台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	30 30 3	35日	解任1名
18	関東	R2.12.21	一般からの 通報	専業	検査員の変更届未提出 不正改造状態で交付（1台） 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 整備主任者の変更届未提出【認証】 不正改造状態で車検手続（1台）【認証】	9 45 3 3 10	30日 (10日)	解任1名
19	近畿	R3.2.3	支局窓口	専業	検査と整備の分業化 保安基準不適合状態で交付（6台）故意 検査の一部未実施（3台）故意 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	3 180 30 3	110日	解任1名
20	近畿	R3.2.5	自主申告	ディーラー	点検整備一部未実施で交付（1台） 同一性が相違する状態で交付（1台） 保安基準不適合状態で交付（1台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載誤り（一部）	10 20 30 30 3	50日	—
21	沖縄	R3.2.8	一般からの 通報	専業	ペーパー車検（2台） 検査の一部未実施（90台）故意以外 特定整備記録簿の記載誤り（一部）【認証】 概算見積書未交付【認証】 整備主任者の変更届未提出【認証】 ペーパー車検で車検手続（2台）【認証】	取消 100 1 3 3 30	取消 (20日)	解任1名
22	九州	R3.2.17	支局窓口	専業	指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 自賠責未加入状況で交付（大部分）（1台）	3 30	20日	—
23	中国	R3.3.24	支局窓口	専業	法令遵守体制 検査の一部未実施（1台）故意	3 10	20日 *2倍加重	解任1名
24	近畿	R3.3.26	警察からの 情報	専業	指定整備記録簿の保存 自賠責未加入状況で交付（大部分）（46台）	20 1380	取消	—
25	沖縄	R3.3.29	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（1台）故意	3 30	20日	—
26	中部	R3.3.29	一般からの 通報	ディーラー	法令遵守体制 検査と整備の分業化 保安基準不適合状態で交付（2台）故意以外 点検整備一部未実施で交付（5158台） 検査の一部未実施（5158台）故意 検査の一部未実施（1台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 3 60 51580 51580 — 30 —	取消	解任7名

全国の指定自動車整備事業者の処分概況（令和３年度）

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分
 点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
1	関東	R3. 4. 6	支局窓口	専業	自賠責未加入状況で交付（大部分）（４台）	120	３５日 * 1/2軽減	—
2	九州	R3. 4. 21	自主申告	ディーラー	特定整備記録簿虚偽記載【認証】 特定整備記録簿記載なし【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	10 － 3	（１０日）	—
3	関東	R3. 4. 22	自主申告	ディーラー	検査員の証明無し（選任されていない検査員資格者に証明させた場合を含む）で交付（２台）	40	１５日 * 1/2軽減	—
4	関東	R3. 5. 11	一般からの 通報	専業	保安基準不適合状態で交付（５台）故意以外 検査の一部未実施（１０台）故意以外 同一性が相違する状態で交付（２台） 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	150 20 40 3	１１０日	警告１名
5	中国	R3. 5. 12	警察からの 情報	専業	法令遵守体制 ペーパー車検（２台） 点検整備一部未実施で交付（２０４台） 検査の一部未実施（２０４台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】 ペーパー車検で車検手続（２台）【認証】	3 取消 2040 2040 30 10 3 20	取消 （２０日）	解任１名
6	東北	R3. 5. 13	監査	専業	不正改造状態で交付（１台） 不正改造状態での車検手続（１台）【認証】	45 15	１５日 （警告） * 1/2軽減	警告１名
7	中部	R3. 5. 14	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 同一性が相違する状態で交付（１台） 指定整備記録簿虚偽記載 不正改造を実施（１台）【認証】	3 20 30 15	３０日 （１０日）	処分前に解任 再教習通知１名
8	中部	R3. 5. 24	監査	専業	検査の一部未実施（２台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 概算見積書未交付【認証】	10 3 3	６０日 * 1.5倍加重 * 前回軽減分加点 （警告）	解任１名
9	九州	R3. 5. 31	事故報告書	ディーラー	保適交付車両に点検整備上の瑕疵（１台）	20	１５日	—
10	関東	R3. 6. 1	警察からの 情報	専業	不正改造状態で交付（４台） 保安基準不適合状態で交付（６台）故意 ペーパー車検（？台） 点検整備全て未実施で交付（１８１台） 点検整備一部未実施で交付（３１台） 検査の一部未実施（２１２台）故意 検査の一部未実施（１２台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 整備主任者の統括管理不備【認証】 ペーパー車検、不正改造で車検手続（７９台）【認証】	180 180 取消 5430 310 2120 20 30 3 3 790	取消 （取消）	解任３名
11	九州	R3. 6. 9	支局窓口	専業	同一性が相違する状態で交付（１台）	20	１５日	警告１名
12	中部	R3. 6. 14	支局窓口	専業	法令遵守体制 検査の設備 保安基準不適合状態で交付（１台）故意以外 検査の一部未実施（２９台）故意以外 同一性が相違する状態で交付（１台） 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 3 30 30 20 3	２５日 * 1/2軽減	警告１名
13	近畿	R3. 6. 30	自主申告	ディーラー	点検整備一部未実施で交付（７台） 点検整備料金の過剰請求【認証】	70 6	４０日 （警告）	—

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
14	九州	R3. 7. 16	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 点検整備一部未実施で交付（１台） 指定整備記録簿虚偽記載 特定整備記録簿虚偽記載【認証】	3 10 30 10	25日 （１０日）	—
15	四国	R3. 7. 30	支局窓口	専業	法令遵守体制 点検整備一部未実施で交付（３台） 検査の一部未実施（３台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 検査員研修未受講 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】 概算見積書未交付【認証】 整備主任者研修未受講【認証】	3 30 30 30 3 10 3 3 3	50日 （１０日）	解任１名
16	九州	R3. 8. 26	支局窓口	専業	不正改造状態で交付（１台） 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 自賠責未加入状況で交付（一部）（１台）	45 3 10	30日	警告１名
17	中部	R3. 8. 26	自主申告	専業	法令遵守体制 整備一部未実施で交付（１台） 検査の一部未実施（１台）故意 検査の一部未実施（１台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 自賠責未加入状況で交付（一部）（１台） 特定整備作業に重大な瑕疵【認証】 特定整備記録簿記載なし【認証】 特定整備記録簿の記載誤り（一部）【認証】 特定整備記録簿写し未交付【認証】 特定整備記録簿保存無し【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 10 10 10 3 10 10 3 3 3 3	25日 （１０日）	解任１名
18	中国	R3. 9. 2	監査	専業	法令遵守体制 適合証の検査年月日、交付年月日の虚偽記載（６台） 点検整備一部未実施で交付（９０台） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 特定整備記録簿記載なし【認証】 特定整備記録簿の記載漏れ（一部）【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 180 900 30 3 10 3 1 3	取消 （１０日）	—
19	関東	R3. 9. 9	監査	専業	不正改造状態で交付（１台） 同一性が相違する状態で交付（１台） 保安基準不適合状態で交付（１台）故意以外 検査の一部未実施（４台）故意以外 指定整備記録簿の保存 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	45 20 30 10 20 3	35日 * 1/2軽減	警告１名
20	九州	R3. 9. 13	事故報告書	ディーラー	保適交付車両に点検整備及び検査上の瑕疵（１台） 特定整備上の重大な瑕疵（１台）【認証】	20 10	15日 （１０日）	—
21	関東	R3. 9. 29	一般からの 通報	ディーラー	不健全経営 保安基準不適合状態で交付（１１０台）故意 検査の一部未実施（４７９台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 3300 4790 30 3	取消	解任４名
22	関東	R3. 10. 1	軽検協からの 通報	専業	同一性が相違する状態で交付（１台）	20	15日	警告１名
23	沖縄	R3. 10. 7	監査	ディーラー	保安基準不適合状態で交付（２台）故意以外	30	20日 * 1/2軽減	警告１名
24	九州	R3. 10. 11	自主申告	組合	指定整備記録簿虚偽記載	30	20日	—

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
25	関東	R3. 10. 20	使用者からの 通報	ディーラー	検査の一部未実施（５台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	50 30 3	4 5 日	処分前に解任 再教習通知 1 名
26	関東	R3. 10. 20	一般からの 通報	ディーラー	不健全経営 保安基準不適合状態で交付（４８台）故意 検査の一部未実施（１４７台）故意 検査の一部未実施（８６台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載	3 1440 1470 90 30	取消	解任 2 名 処分前に解任 再教習通知 2 名
27	四国	R3. 10. 20	一般からの 通報	ディーラー	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（１台）故意 点検整備一部未実施で交付（１台）	3 30 10	2 5 日	解任 1 名
28	中国	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部未実施（５１９台）故意以外	3 190	5 0 日 * 1/2軽減	警告 3 名
29	中国	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	検査と整備の分業化 法令遵守体制 検査員の証明虚偽記載（２台） 指定整備記録簿虚偽記載	3 3 90 30	6 5 日	—
30	沖縄	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	同一性が相違する状態で交付（３台）	30	2 0 日 * 1/2軽減	—
31	中国	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部未実施（９台）故意 検査の一部未実施（１台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載	3 90 10 30	7 0 日	解任 1 名
32	中部	R3. 10. 28	監査	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（２台）故意以外 指定整備記録簿の記載誤り（一部）	3 60 3	2 0 日 * 1/2軽減	警告 1 名
33	北信	R3. 11. 15	警察からの 情報	専業	検査と整備の分業化 法令遵守体制 ペーパー車検（２５台） 保安基準不適合状態のおそれて交付（１台） ペーパー車検で車検手続（２５台）【認証】	3 3 取消 10 取消	取消 (取消)	処分前に解任 再教習通知？